

社会福祉法人 古牧会 理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人古牧会定款第8条第1項及び第21条第1項に定める通り無報酬とする。

ただし、定款第8条第2項及び第21条第2項の規程に基づき費用弁償のため交通費として理事会、評議委員会及び監査への出席1回につき下記の別表のとおり支給するものとする。

また、評議員選任・解任委員会もこれに準ずるものとする。

この規程は、評議員会の決議を得て施行する。

別表

役職名	交通費
理事・監事	1,000 円
評議員	1,000 円
評議員選任・解任委員	1,000 円

附則

- 1 この規程は平成30年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。